

受益者の皆様へ

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

**「JPM ジャパン・ファンド」
投資信託約款の変更（予定）のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では、追加型証券投資信託「JPM ジャパン・ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、後記のとおり、投資信託約款の変更（以下「当信託約款変更」といいます。）を実施させていただく予定ですのでお知らせいたします。

なお、このお知らせは、現行信託法（平成 19 年 9 月 30 日施行）の施行に伴う改正以前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「旧投信法」といいます。）第 30 条第 1 項の規定に基づき、法定手続きの一環として、対象となる受益者の皆様にお送りさせていただくものです。

当信託約款変更に関する異議のない場合、何のお手続きも必要ございません。

敬具

＜記＞

1. 予定している当信託約款変更の内容および変更理由

- ① 弊社は、当ファンドの当初設定時に、当ファンドにおいて適切な運用を行うのに必要な信託財産額を維持する目的で弊社自身が取得した当ファンドの受益権を、やむを得ない事情により平成 24 年 2 月に解約することを予定しております。当該解約により、現在当ファンドの信託財産のほとんどすべてがその受益証券に投資されている親投資信託「JPM ジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の純資産総額が、運用を継続することが困難な額まで減少することが想定されます。そこで、当ファンドの主要投資対象を、「JPM ジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券から、「JF ザ・ジャパン（FOFs 用）（適格機関投資家専用）」および「JPM ジャパン・マネープール・ファンド F（適格機関投資家専用）」それぞれの受益権に変更し、運用形態をファンド・オブ・ファンズ方式に変更します。また、ファンド名を「JF ザ・ジャパン（3 ヶ月決算型）」に変更します。
 - ・当該変更により、運用形態がファミリーファンド方式からファンド・オブ・ファンズ方式に変更されます。
 - ・当該変更後は、主として日本の株式に実質的に投資する「JF ザ・ジャパン（FOFs 用）（適格機関投資家専用）」の受益権を概ね 98%、主として日本の債券に実質的に投資する「JPM ジャパン・マネープール・ファンド F（適格機関投資家専用）」の受益権を概ね 2% 組入れることとなります。なおその結果、現在と同様、当ファンドは実質的に日本の株式を中心に投資することとなります。
 - ・当該変更に伴う移行措置として、変更直後より短期間、「JPM ジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券を引き続き少額保有します。
- ② ①のとおり、運用形態をファンド・オブ・ファンズ方式に変更することに伴い、投資制限、投資の対象とする資産の種類、運用の指図範囲、信託報酬の総額等を変更します。
 - ・当該変更により、株式および外貨建資産への直接投資ならびに有価証券先物取引等を行わないこととなります。
- ③ ①のとおり、運用形態をファンド・オブ・ファンズ方式に変更することに伴い、受益権の取得申込および一部解約に適用される受益権の価額を、取得申込日または一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 市場環境等を考慮し、信託期間を無期限から有期限（平成 29 年 2 月 28 日（当該日が休日の場合は翌営業日）まで）に変更します。また、当該期限までに運用の更なる継続が受益者にとって望ましいと判断された場合にはそれが可能となるよう、信託期間の延長に関する規定も設けます。
- ⑤ ④のとおり、信託期間を有期限に変更することに伴い、収益分配金額の決定に際しては残存信託期間も勘案するよう、収益分配方針を変更します。
- ⑥ より現在の時代環境にふさわしいルールによる保護を受けるため、旧信託法（現行信託法施行前の信託法）に代えて現行信託法（平成 19 年 9 月 30 日施行）が適用されるよう変更し

ます。また、それに伴う規定を整備します。

⑦ ①～⑥の他、必要な規定の整備に伴う変更を行います。

※上記①から⑥の変更内容の詳細につきましては、後記「5. 当信託約款変更の詳細」をご覧ください。また、具体的な規定の変更内容につきましては、別添の新旧対照表をご参照ください。

2. 手続きおよび日程

①受益者への交付書面（本書面）発送日・：平成23年12月22日

公告日

②異議お申立て期間：平成23年12月26日から平成24年1月26日まで

③当信託約款変更の実施の決定日：平成24年1月27日

④当信託約款変更の日：平成24年2月3日（予定）

⑤当信託約款変更の効力発生日：平成24年2月24日（予定）

前記①の時点の受益者は、前記②の異議お申立て期間中に、弊社に対し、旧投信法第30条第2項から第4項までの規定に基づき、当信託約款変更に対する異議のお申立てができます。異議お申立てを行う方法につきましては、後記「3. 異議お申立ての方法について」をご覧くださいませよう願いたします。

なお、当信託約款変更に異議のない場合、何のお手続きも必要ございません。

前記において、異議お申立てをされた受益者の受益権の合計口数が、平成23年12月22日現在の受益権の総口数の2分の1を超えない場合は、平成24年2月24日を当信託約款変更の効力発生日とし、当信託約款変更を行います。

また、この場合、ファンド名称が「JFザ・ジャパン（3ヵ月決算型）」となるため、日本経済新聞の「オープン基準価格」に掲載される略称は平成24年2月25日より「ジャバ3」となります。

なお、異議お申立てをされた受益者の受益権の合計口数が、平成23年12月22日現在の受益権の総口数の2分の1を超えた場合には、当信託約款変更は行いません。この場合、当信託約款変更を行わない旨を、前記の異議お申立て期間終了後、速やかに受益者の皆様に通知いたします。

平成23年12月22日以降の取得申込み分については、前記の異議お申立ての権利はございませんので、ご了承ください。

3. 異議お申立ての方法について

予定しております当信託約款変更、異議のある受益者の方は、書面に後記(2)の内容をご記入の上、平成24年1月26日（木）必着で、封書にて、後記(1)の宛先へご郵送くださいますようお願い申し上げます。

(1) 宛先 〒100-6432 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
経営戦略企画部 ファンド・ディスクロージャー室 宛

(2) ご記入いただく内容

①住所 ②氏名（自署・押印）*または法人名（記名・押印）* ③電話番号（日中連絡先）
④当ファンド名称
⑤取扱販売会社、取引店名、口座番号、保有受益権口数**
⑥当信託約款変更に対し反対する旨

* 取扱販売会社における口座名義人をご記入のうえ、取扱販売会社への届出印をご押印ください。

** 当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、取引店名、口座番号、保有口数をご記入ください。

(注1) 前記の記入内容に不備等がある場合には、異議お申立てをお受けできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

(注2) 異議お申立てを行った受益者の受益権合計口数の確認のため、取扱販売会社に対して口数等の確認を行います。なお、その際、必要がある場合にはご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

(注3) 取得した個人情報、当信託約款変更の手続きに必要な範囲でのみ使用いたします。

なお、弊社の個人情報保護方針については、

<https://www.jpmorganasset.co.jp/wps/portal/Policy/Privacy>に掲載されています。

4. 異議お申立てをされた受益者の買取請求手続きについて

当信託約款変更が決定した場合には、これに異議お申立てをされた受益者は、後記の手続きにより、取扱販売会社を通じて受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社）に対し、自己に帰属する受益権について、当ファンドの信託財産（以下「当信託財産」といいます。）による買取りを請求することができます。また、買取請求の受付は、平成24年2月3日から同年2月23日までに必要書類を受託会社が受理したものに限りさせていただきますのでご了承ください。なお、異議のお申立てをされた受益者が必ず買取請求手続きをしなければならないということではありません。
(買取請求手続き)

- ①異議お申立てをされた受益者に対し、弊社より「買取請求のご案内」を発送
- ②買取請求必要書類の記入
- ③取扱販売会社の取引店への買取請求必要書類の預け入れ
- ④取扱販売会社から受託会社への買取請求必要書類の送付
- ⑤受託会社での買取請求必要書類の受理および当信託財産による買取の実行
- ⑥受託会社からご指定銀行口座への買取代金のお振込み

前記の買取請求手続きは、当信託約款変更に対して異議お申立てをされた受益者が、旧投信法第30条の2の規定に基づいて受託会社に対して行うものであり、取扱販売会社に対する買取請求とは異なりますのでご注意ください。

買取の価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。当該価額は、受託会社が買取請求必要書類を受理した日に算出される当ファンドの基準価額とする旨、受託会社からご提示させていただきます。

なお、前記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いには、通常の解約請求より日数を要する可能性があります。また、振込手数料は、買取請求を行った受益者の負担とし、買取代金の中から差し引かせていただきますので、ご了承ください。(通常の解約請求の場合には、当該負担はありません。)

取扱販売会社においては、前記の異議お申立て期間中および買取請求の受付期間中も、異議お申立ての有無にかかわらず、通常通り、追加設定および解約のお申込みを受付いたします。ただし、前記の買取請求を行った受益権については、一部解約のお申込みをすることはできなくなりますので、ご注意ください。

当信託約款変更についてのお問い合わせは以下へお願いいたします。

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

Tel:03(6736)2350 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

5. 当信託約款変更の詳細

- ① 当ファンドの主要投資対象を、「JPMジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券から、「JFザ・ジャパン（FOFs用）（適格機関投資家専用）」および「JPMジャパン・マネープール・ファンドF（適格機関投資家専用）」それぞれの受益権に変更し、運用形態をファンド・オブ・ファンズ方式に変更します。また、ファンド名を「JFザ・ジャパン（3ヵ月決算型）」に変更します。
 - ・「JPMジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の運用手法は「行動ファイナンス理論*1」に基づき主に日本の株式を機械的に分析し銘柄を選定するものですが、「JFザ・ジャパン（FOFs用）（適格機関投資家専用）」は、同様に日本の株式を実質的な主要投資対象とするものの、その運用手法は「企業取材」により銘柄を調査・分析し、その結果に基づいて銘柄を選定する「ボトムアップ・アプローチ*2方式」となります。
 - *1 「行動ファイナンス理論」とは、人間の心理が投資判断や金融市場に与える影響を探求する学問です。人間は、将来が不確実な環境下では必ずしも合理的な判断をするとは限らないとの論点に立ちます。
 - *2 「ボトムアップ・アプローチ」とは、経済等の予測・分析により銘柄を選定するのではなく、個別企業の調査・分析から銘柄の選定を行う運用手法です。
 - ・「JFザ・ジャパン（FOFs用）（適格機関投資家専用）」は、実質的に中小型株式に投資することがあるため、当ファンドの基準価額は、当信託約款変更後、現在の運用形態における変動要因に加え、以下のような要因の影響もあわせて受けることがあります。
 - 中小型株式は大型株式に比べ、株価がより大幅に変動することがあります。
 - 中小型株式は大型株式に比べ、市場での売買高が少ない場合があり、注文が成立しないこと、売買が成立しても注文時に想定していた価格と大きく異なることがあります。

【J F ザ・ジャパン (FOFs 用) (適格機関投資家専用) の特色】

日本の産業構造が変化していく中で、利益成長性が高く、株主を重視した経営を行っており、かつこれらの状況を市場が株価に織り込んでいない、株価上昇が期待できる企業に実質的に投資を行います。

< 1 > : 利益成長性の高い企業

① 1株当たり利益 (業種によってはキャッシュフロー等を用いる場合もあります。) の将来における成長を予測すること、②その企業のビジネス・モデルが明確に構築され、徹底・実践されていることおよびその効率性を分析・検証すること、これら①②から、利益成長性が高いと判断される企業を選定します。

< 2 > : 株主を重視した経営を行っている企業

企業の成長に対して株主にどの程度の利益配分が行われているかを分析し、利益配分に積極的な企業を選定します。そうした企業の中から、企業取材*を踏まえて、株主を重視した経営を行っている企業を選別します。

* 企業取材とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。

< 3 > : 前記2つの条件を満たしており、かつ、その状況が株価にまだ反映されていない企業

「利益成長性の高い企業」および「株主を重視した経営を行っている企業」という2つの要素を市場が株価に織り込んでいるか、いないか、を企業取材により調査・分析し、その結果に基づいて投資します。

(運用プロセス)

① 企業取材

企業取材では、主要事業だけでなく、各部門の競争力、商品開発、営業戦略等幅広い質問をします。特に事業戦略の優位性や、経営陣の質を重視しています。

② 総合分析 (銘柄の評価)

①の企業取材を踏まえて運用チーム内で議論し、ボトムアップ・アプローチにより企業の成長力を把握します。その結果をもとに、各銘柄の現在の株価が企業の成長力を反映しているかを分析し、評価します。

また、運用チームでの投資アイデアを集約し、運用チームにおける運用の方向性を示したモデル・ポートフォリオ (参考となる標準的な構成銘柄等の一覧) を作成します。

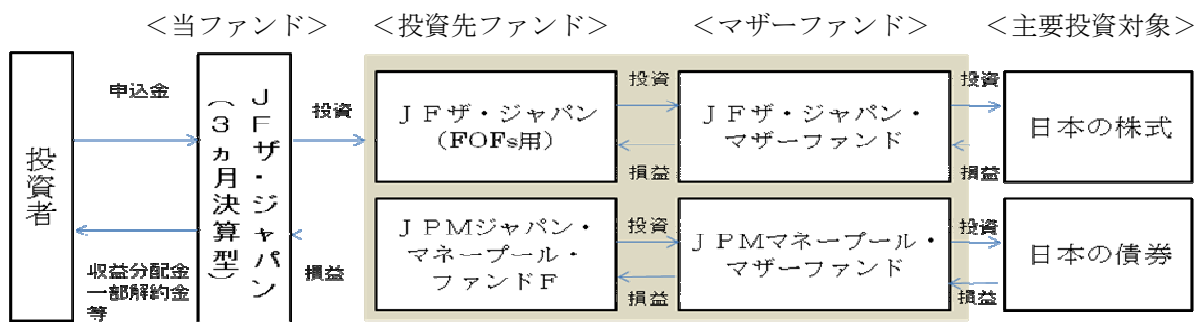
③ 組入銘柄の決定

投資対象の中から、評価が高い銘柄を中心に組入れます。組入銘柄を決定するには随時モデル・ポートフォリオを参照します。ただし、モデル・ポートフォリオの構成銘柄に必ずしも投資を行うものではありません。

④ 保有銘柄の見直し

銘柄の評価は企業取材を行う度に更新します。銘柄の評価の更新は速やかに組入銘柄に反映させます。

- ・「JPMジャパン・マネープール・ファンドF (適格機関投資家専用)」は、実質的に円建ての公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。
- ・当該変更の結果、「J F ザ・ジャパン (FOFs 用) (適格機関投資家専用)」の運用手法により、同ファンドを通じて当ファンドの信託財産の大部分を実質的に日本の株式に投資することとなります。また、「JPMジャパン・マネープール・ファンドF (適格機関投資家専用)」を通じて、実質的に日本の株式への投資が行われていない資金について安定した収益の確保を図ります。なお、当ファンドのベンチマーク*1はTOPIX*2 (配当込み) であることに変更はありません。
- *1 ベンチマークとは、当ファンドの運用成果を測る際に比較の基準とする指標のことをいいます。
- *2 TOPIXとは東証株価指数 (Tokyo Stock Price Index) のことです。TOPIX (東証株価指数) は、株式会社東京証券取引所 (㈱東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、当ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- ・運用形態は、当ファンドの資金を親投資信託 (マザーファンド) の受益証券に投資し、マザーファンドが実際の有価証券に投資するファミリーファンド方式から、当ファンドの資金を「J F ザ・ジャパン (FOFs 用) (適格機関投資家専用)」および「JPMジャパン・マネープール・ファンドF (適格機関投資家専用)」それぞれの受益権に投資するファンド・オブ・ファンズ方式に変更されます。投資形態の詳細は下図をご覧ください。



(注) <投資先ファンド>および<マザーファンド>の名称は「(適格機関投資家専用)」を省略しています。

・当該変更に伴う移行措置として、変更直後より短期間、「JPMジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券を引き続き少額保有しますが、これはあくまで一時的なものであり、当該変更後の当ファンドの運用内容に大きな影響を与えるものではありません。

② ①のとおり、運用形態をファンド・オブ・ファンズ方式に変更することに伴い、投資制限、投資の対象とする資産の種類、運用の指図範囲、信託報酬の総額等を変更します。

・①のとおり、運用形態がファンド・オブ・ファンズ方式に変更となるため、当ファンドにおいては株式等への直接投資は一切行わなくなることから、投資制限、投資の対象とする資産の種類、運用の指図範囲等を変更します。

・ファンド・オブ・ファンズ方式の投資先ファンドである「JFザ・ジャパン（FOFs用）（適格機関投資家専用）」および「JPMジャパン・マネープール・ファンドF（適格機関投資家専用）」内においては、それぞれその純資産総額に対して以下の信託報酬が別途かかります。そのため、受益者の実質的な信託報酬の負担が、当信託約款変更の前後で同等となるよう、当ファンドの信託報酬を、純資産総額に対して年率1.68%から年率0.93%に引き下げます。

「JFザ・ジャパン（FOFs用）（適格機関投資家専用）」0.75%

「JPMジャパン・マネープール・ファンドF（適格機関投資家専用）」0.095%

なお、当信託約款変更後、当ファンドに「JFザ・ジャパン（FOFs用）（適格機関投資家専用）」の受益権を98%、「JPMジャパン・マネープール・ファンドF（適格機関投資家専用）」の受益権を2%組入れた場合、当ファンドの受益者による実質的な信託報酬の負担は、当ファンドの純資産総額に対して年率1.67%程度となることを見込まれます。

※以上の信託報酬率は、すべて消費税および地方消費税相当額を除きます。

③ ①のとおり、運用形態をファンド・オブ・ファンズ方式に変更することに伴い、受益権の取得申込および一部解約に適用される受益権の価額を、取得申込日または一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

平成24年2月24日以降の当ファンドの受益権の取得申込および一部解約には、取得申込日または一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額が適用されることとなります。なお、一部解約における解約代金の支払日は、一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して原則として5営業日目となることに変更はありません。

④ 市場環境等を考慮し、信託期間を無期限から有期限（平成29年2月28日（当該日が休日の場合は翌営業日）まで）に変更します。また、当該期限までに運用の更なる継続が受益者にとって望ましいと判断された場合にはそれが可能となるよう、信託期間の延長に関する規定も設けます。

昨今の市場環境、当ファンドの基準価額水準および純資産総額等を考慮すると、今後の信託期間は約5年とするのが適当と考えられる一方、更にそれより長い期間運用することが適切と判断される場合にも対応できるようにします。

⑤ ④のとおり、信託期間を有期限に変更することに伴い、収益分配金額の決定に際しては残存信託期間も勘案するよう、収益分配方針を変更します。

信託期間が有期限となるため、残存信託期間も勘案して収益分配金額を決定するようにします。なお、必ず分配を行うものではないことに変更はありません。

⑥ より現在の時代環境にふさわしいルールによる保護を受けるため、旧信託法（現行信託法施行前の信託法）に代えて現行信託法（平成19年9月30日施行）が適用されるよう変更します。また、それに伴う規定を整備します。

当ファンドの当初設定（平成19年5月31日）以降に、現行信託法が施行されています。同法施行時の経過措置により、当ファンドは現在旧信託法の適用を受けており、現行信託法の適用を受けるためには信託約款の変更が必要となります。現行信託法は、大正12年に施行された旧信託法に比べ、より現在の時代環境にふさわしいルールを整えており、当ファンドもそうしたルールの適用を受けることが望ましいと考えられます。

以上

別添
新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">運用の基本方針等</p> <p>信託約款第18条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針、および信託約款第40条第2項に基づき委託者が別に定める収益分配方針は、次のとおりとします。</p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、この投資信託にかかる信託財産（以下「信託財産」といいます。）の中長期的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>2. 運用方法 (1) 投資対象 <u>以下の証券投資信託（以下「各ファンド」といいます。）の受益権を主要投資対象とします。</u> <u>J F ザ・ジャパン (FOFs用) (適格機関投資家専用)</u> <u>J P M ジャパン・マネープール・ファンド F (適格機関投資家専用)</u></p> <p>(2) 投資態度 ① <u>日本の株式を実質的な主要投資対象とする証券投資信託「J F ザ・ジャパン (FOFs用) (適格機関投資家専用)」の受益権、および日本の債券を実質的な主要投資対象とする証券投資信託「J P M ジャパン・マネープール・ファンド F (適格機関投資家専用)」の受益権に主として投資します。</u> <u>なお、平成24年2月24日より短期間、親投資信託「J P M ジャパン・マザーファンド (適格機関投資家専用)」の受益証券を少額保有します。</u> ② <u>信託財産における各ファンドの受益権の組入れ比率を概ね以下の割合とします。当該組入れ比率は、信託財産の純資産総額（信託約款第8条第2項に規定するものをいいます。以下同じ。）に対するものとします。</u> <u>「J F ザ・ジャパン (FOFs用) (適格機関投資家専用)」の受益権：98%</u> <u>「J P M ジャパン・マネープール・ファンド F (適格機関投資家専用)」の受益権：2%</u> <u>各ファンドの受益権の基準価額の変動、この投資信託における資金流入等によって、以上の割合から大きく乖離した場合は、概ね以上の割合となるように速やかに調整します。</u> ③ <u>株式以外の資産への投資は、この投資信託にかかる投資信託財産の総額（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第6条に定めるものをいいます。）の原則として50%以下とします。</u></p>	<p style="text-align: center;">運用の基本方針等</p> <p>信託約款第18条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針、および信託約款第40条第3項に基づき委託者が別に定める収益分配方針は、次のとおりとします。</p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、この投資信託にかかる信託財産（以下「本信託財産」といいます。）の中長期的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>2. 運用方法 (1) 投資対象 <u>「J P M ジャパン・マザーファンド (適格機関投資家専用)」 (以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。</u></p> <p>(2) 投資態度 ① <u>主として、マザーファンドの受益証券に投資します。</u></p> <p>(新設)</p> <p>② <u>株式以外の資産（他の投資信託（マザーファンドを含みます。以下「他投資信託」といいます。）の受益証券（法令上当該受益証券とみなされる受益権を含みます。以下同じ。）を通じて投資する場合は、他投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、この投資信託にかかる投資信託財産の総額（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第6条に定めるものをいいます。）の原則として50%以下と</u></p>

新	旧
<p>④ <u>上記③における「株式以外の資産」には、投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、法令により当該受益証券とみなされる受益権を含みます。以下同じ。）を含まないものとし、投資信託の受益証券への投資額については、以下により計算した額を「株式以外の資産」に含むものとみなして上記③を適用します。</u></p> <p><u>イ. 各ファンドの受益権への投資額については、信託財産に属する当該受益権それぞれの時価総額に、各ファンドそれぞれの主要投資対象である親投資信託の信託財産の純資産総額に占める全ての株式以外の資産の時価総額の割合を、それぞれ乗じて得た額の合計額</u></p> <p><u>ロ. 各ファンド以外の投資信託の受益証券への投資額については、信託財産に属する当該受益証券の時価総額に、当該投資信託の信託財産の純資産総額に占める全ての株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額</u></p> <p>⑤ <u>経済事情、投資環境の急変または多額の一部解約の実行の請求（信託約款第44条第1項に基づくものをいいます。）があることが予想される場合などのやむを得ない場合には、上記①から③までのような運用が行えない場合があります。</u></p> <p>⑥ <u>各ファンドを通じて投資する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）については、為替ヘッジを行いません。</u></p> <p>(3) <u>投資制限</u></p> <p>① <u>株式への直接投資は行いません。</u></p> <p>② <u>外貨建資産への直接投資は行いません。</u></p> <p>③ <u>投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）への投資割合には、制限を設けません。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>します。<u>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、残存元本がこのような運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、この限りではありません。上記において「他投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託に属するとみなした部分」とは、本信託財産に属する各々の他投資信託の受益証券の時価総額に、各々の他投資信託の信託財産の純資産総額（信託約款第8条第2項に規定するものをいいます。以下同じ。）に占める全ての株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>③ <u>信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）および信託約款第23条に定めるみなし保有外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。</u></p> <p>(3) <u>投資制限</u></p> <p>① <u>株式への投資には、制限を設けません。</u></p> <p>② <u>外貨建資産への実質投資割合（信託約款第23条に基づき算出したものをいいます。）は、本信託財産の純資産総額の10%以下とします。</u></p> <p>③ <u>投資信託証券（信託約款第16条第1項なお書きに規定するものをいい、マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合（信託約款第16条第4項および第5項に基づき算出したものをいいます。）は、本信託財産の純資産総額の5%以下とします。</u></p> <p>④ <u>有価証券先物取引等（信託約款第21条各項に定める取引をいいます。）は、信託約款第21条の範囲で行います。</u></p>

新	旧
<p>3. 収益分配方針</p> <p>信託約款第36条に定める計算期間（以下「計算期間」といいます。）終了後に、以下の方針に基づき分配を行います。</p> <p>① 分配対象額の範囲</p> <p>計算期間終了日における、信託約款第40条第1項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金等の合計額とします。</p> <p>② 収益分配金の分配方針</p> <p>委託者は、上記①の分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向、<u>残存信託期間</u>等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。</p> <p>③ (略)</p>	<p>3. 収益分配方針</p> <p>信託約款第36条に定める計算期間（以下「計算期間」といいます。）終了後に、以下の方針に基づき分配を行います。</p> <p>① 分配対象<u>収益</u>の範囲</p> <p>計算期間終了日における、信託約款第40条第1項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金の合計額とします。</p> <p>② 分配対象<u>収益</u>の分配方針</p> <p>委託者は、上記①の分配対象<u>収益</u>の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。</p> <p>③ (略)</p>
追加型証券投資信託 <u>J Fザ・ジャパン</u> （3ヵ月決算型）信託約款	追加型証券投資信託 <u>J P Mジャパン・ファン</u> ド信託約款
<p>(信託の種類、委託者および受託者)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>② この信託は、<u>信託法（平成18年法律第108号）</u>（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。</p>	<p>(信託の種類、委託者および受託者)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>② この信託は、<u>信託財産に属する財産についての對抗要件に関する事項を除き、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）による改正前の信託法（大正11年法律第62号）</u>（以下「旧信託法」といいます。）の適用を受けます。</p>
<p>(信託事務の委託)</p> <p>第2条 受託者は、<u>信託法第28条第1号</u>に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。</p> <p>② 前項における受託者の利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。</p>	<p>(信託事務の委託)</p> <p>第2条 受託者は、<u>旧信託法第26条第1項</u>に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（兼営法にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。</p> <p>② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。</p>
<p>(信託の目的、金額および追加信託金の限度額)</p> <p>第3条 委託者は、金20億円を上限として、<u>受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。</u></p> <p>② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとします。</p> <p>③ (略)</p>	<p>(信託の目的、金額および追加信託金の限度額)</p> <p>第3条 委託者は、金20億円を上限として<u>受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。</u></p> <p>② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、<u>追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。</u></p> <p>③ (略)</p>
<p>(信託期間)</p> <p>第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から<u>平成29年2月28日</u>（当該日が休業日の場合は翌営業日）までとします。</p>	<p>(信託期間)</p> <p>第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から<u>第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項または第50条第2項の規定による信託契約解約の日</u>までとします。</p>
<p>(受益権の取得申込みの勧誘の種類)</p> <p>第5条 この信託にかかる受益権（以下単に「受益権」といいます。）の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募に該当し、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる募集の方法により行われます。</p>	<p>(受益権の取得申込みの勧誘の種類)</p> <p>第5条 この信託にかかる受益権（以下単に「受益権」といいます。）の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募に該当し、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる募集の方法により行われます。</p>

新	旧
<p>(受益権の分割および再分割) 第7条 (略)</p> <p>② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「<u>社振法</u>」といいます。)<u>に定めるところにしたが</u>い、<u>受託者と協議のうえ</u>、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</p>	<p>(受益権の分割および再分割) 第7条 (略)</p> <p>② 委託者は、<u>受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたが</u>い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</p>
<p>(受益権の帰属と受益証券の不発行) 第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)</p> <p>② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求<u>および</u>受益証券の再発行の請求を行わないものとします。</p> <p>③ (略)</p>	<p>(受益権の帰属と受益証券の不発行) 第10条 この信託のすべての受益権は、<u>社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)</u>の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)</p> <p>② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、<u>受益証券の再発行の請求を行わないものとします。</u></p> <p>③ (略)</p>
<p>(受益権の取得申込単位および価額) 第12条 (略)</p> <p>②、③ (略)</p> <p>④ 第1項の申込における受益権の価額は、取得申込日の<u>翌営業日</u>の基準価額に、次項に規定する手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日より前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 第4項の規定にかかわらず、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関が別に定める自動けいぞく投資約款(またはそれに相当するもの)にしたがって受益者が結んだ契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得の申込<u>み</u>における受益権の価額は、当該分配金にかかる第36条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>⑦ 委託者は、有価証券が取引される市場における</p>	<p>(受益権の取得申込単位および価額) 第12条 (略)</p> <p>②、③ (略)</p> <p>④ 第1項の申込における受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、次項に規定する手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日より前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 第4項の規定にかかわらず、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関が別に定める自動けいぞく投資約款(またはそれに相当するもの)にしたがって受益者が結んだ契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得の申込における受益権の価額は、当該分配金にかかる第36条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>⑦ 委託者は、有価証券が取引される市場における取引の</p>

新	旧
<p>取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（予測不可能な事態等が起きた場合を含みます。）により、取得申込日における基準価額の計算が不能となった場合、計算された取得申込日における基準価額の正確性に合理的な疑いがあると委託者が判断した場合など、基準価額が確定できない事情（以下「基準価額未定の事情」といいます。）があるときには、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関に、第1項による受益権の取得の申込を中止させることができます。受益権の取得の申込が中止された場合には、第3項にかかわらず、受益者は当該中止以前に行った当日の受益権の取得の申込を撤回できます。ただし、受益者がその受益権の取得の申込を撤回しない場合には、基準価額未定の事情が解消した後に最初に基準価額が計算された日を取得申込日とみなして、第1項にしたがいます。</p>	<p>停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（予測不可能な事態等が起きた場合を含みます。）により、取得申込日における基準価額の計算が不能となった場合、計算された取得申込日における基準価額の正確性に合理的な疑いがあると委託者が判断した場合など、基準価額が確定できない事情（以下「基準価額未定の事情」といいます。）があるときには、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関に、第1項による受益権の取得の申込を中止させることができます。受益権の取得の申込が中止された場合には、第3項にかかわらず、受益者は当該中止以前に行った当日の受益権の取得の申込を撤回できます。ただし、受益者がその受益権の取得の申込を撤回しない場合には、基準価額未定の事情が解消した後に最初に基準価額が計算された日を取得申込日とみなして、第1項にしたがいます。</p>
<p>(投資の対象とする資産の種類) 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次の各号に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。） イ. 有価証券（金融商品取引法第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。） ロ. 約束手形（上記イに該当するものを除きます。）</p>	<p>(投資の対象とする資産の種類) 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次の各号に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。） イ. 有価証券 ロ. <u>デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、次に掲げるものに限りません。）にかかるとの権利</u> (1) <u>有価証券指数等先物取引（金融商品取引法施行前の旧証券取引法（以下「旧証券法」といいます。）第2条第21項に定める有価証券指数等先物取引をいいます。以下同じ。）にかかるとの権利</u> (2) <u>有価証券オプション取引（旧証券法第2条第22項に定める有価証券オプション取引をいいます。以下同じ。）にかかるとの権利</u> (3) <u>外国市場証券先物取引（旧証券法第2条第23項に定める外国市場証券先物取引をいいます。）にかかるとの権利</u> (4) <u>有価証券店頭指数等先渡取引（旧証券法第2条第25項に定める有価証券店頭指数等先渡取引をいいます。）にかかるとの権利</u> (5) <u>有価証券店頭オプション取引（旧証券法第2条第26項に定める有価証券店頭オプション取引をいいます。）にかかるとの権利</u> (6) <u>有価証券店頭指数等スワップ取引（旧証券法第2条第27項に定める有価証券店頭指数等スワップ取引をいいます。）にかかるとの権利</u> (7) <u>金融先物取引（金融商品取引法施行前の旧金融先物取引法第2条第1項に定める金融先物取引をいいます。）にかかるとの権利</u> (8) <u>金融デリバティブ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第14号に定める金融デリバティブ取引をいいます。）にかかるとの権利</u> (9) <u>外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）において行われる有価証券先物取引（旧証券法第2条第20</u></p>

新	旧
<p>ハ. <u>金銭債権（上記イまたはロに該当するものを除きます。）</u> 2. 為替手形</p>	<p><u>項に定める有価証券先物取引をいいます。以下同じ。）</u> <u>と類似の取引にかかる権利</u> (新設) 2. 為替手形</p>
<p>(運用の指図範囲等) 第16条 委託者は、信託金を、前条の資産のうち、<u>証券投資信託である J F ザ・ジャパン (FOFs用) (適格機関投資家専用) および J P M ジャパン・マネープール・ファンド F (適格機関投資家専用) の受益権、ならびに次の有価証券に主として投資することを指図します。</u></p> <p>(削除) <u>1. 国債証券</u> <u>2. 地方債証券</u> <u>3. 特別の法律により法人の発行する債券</u> <u>4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）</u> (削除) (削除) (削除) (削除) <u>5. コマーシャル・ペーパー</u> (削除) <u>6. 外国または外国の者の発行する証券または証券で、前各号の証券または証券の性質を有するもの</u> (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) <u>7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）</u> (削除)</p>	<p>(運用の指図範囲等) 第16条 委託者は、信託金を、前条の資産のうち、<u>主として J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱 U F J 信託銀行株式会社を受託者として信託契約に基づき設定された親投資信託である J P M ジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下本項において同じ。）に投資することを指図します。</u></p> <p><u>1. 株券または新株引受権証券</u> <u>2. 国債証券</u> <u>3. 地方債証券</u> <u>4. 特別の法律により法人の発行する債券</u> <u>5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）</u> <u>6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）</u> <u>7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）</u> <u>8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）</u> <u>9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）</u> <u>10. コマーシャル・ペーパー</u> <u>11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券</u> <u>12. 外国または外国の者の発行する証券または証券で、前各号の証券または証券の性質を有するもの</u> <u>13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、法令により当該受益証券とみなされる受益権を含みます。）</u> <u>14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）</u> <u>15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）</u> <u>16. オプションを表示する証券または証券（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）</u> <u>17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）</u> <u>18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書</u> <u>19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）</u> <u>20. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条</u></p>

新	旧
<p>(削除)</p> <p>なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券または証書のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、<u>公社債にかかる運用の指図は買現先取引(売戻条件付の買入れ)に限り行うことができるものとします。</u></p> <p>② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象により運用することを指図することができます。</p> <p>1. (略) (削除)</p> <p>2. コール・ローン</p> <p>3. 手形割引市場において売買される手形</p> <p>4. <u>指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券を除きます。)</u> (削除)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、<u>信託金を主として前項各号に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。</u> (削除)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの</u></p> <p>21. <u>外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの</u> なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。</p> <p>② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象(<u>金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)</u>により運用することを指図することができます。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)</u></p> <p>3. コール・ローン</p> <p>4. 手形割引市場において売買される手形</p> <p>5. <u>貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの</u></p> <p>6. <u>外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの</u></p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を主として前項各号に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。</p> <p>④ 委託者は、<u>信託財産に属する全ての投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)</u>の時価総額と、<u>マザーファンドの信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。</u></p> <p>⑤ <u>前項において「信託財産に属するとみなした額」とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に対する全ての投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</u></p>
<p>(利害関係人等との取引等)</p> <p>第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法(兼営法第2条第1項にて準用する場合を含みます。以下本条および第27条において同じ。)、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、<u>信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)</u>、受託者の利害関係人、第27条第1項に定める信託業務の委託先もしくはその利害関係人、または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに前条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する</p>	<p>(受託者の自己または利害関係人等との取引)</p> <p>第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法(兼営法にて準用する場合を含みます。以下本条および第27条において同じ。)、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、<u>受託者、受託者の利害関係人、第27条第1項に定める信託業務の委託先もしくはその利害関係人、または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに前条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。</u></p>

新	旧
<p>法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。</p> <p>② <u>受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。また、受託者の利害関係人がその利害関係人の計算で行う場合も同様とします。</u></p> <p>③ <u>委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、その親法人等もしくは子法人等（金融商品取引法第31条の4第3項もしくは第4項に規定する親法人等もしくは子法人等をいいます。）、または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資を行うことができます。</u></p> <p>④ <u>第1項および前項の取扱いは、第31条から第33条までにおける委託者の指図による取引その他これらに類する行為についても同様とします。</u></p> <p>⑤ <u>前各項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。</u></p>	<p>② <u>前項の取扱いは、第20条から第22条まで、第25条、および第31条から第33条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(投資する株式等の範囲) 第19条 <u>(削除)</u></p>	<p>(投資する株式等の範囲) 第19条 <u>委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者はこれに投資することの指図ができるものとします。</u></p>
<p>(信用取引の指図範囲) 第20条 <u>(削除)</u></p>	<p>(信用取引の指図範囲) 第20条 <u>委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。</u></p> <p>② <u>前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる株券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>信託財産に属する株券または新株引受権証券の権利行使により取得する株券</u> 2. <u>株式分割により取得する株券</u> 3. <u>有償増資により取得する株券</u> 4. <u>売り出しにより取得する株券</u> 5. <u>信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能</u>

新	旧
	<p><u>な株券。ここで「転換社債型新株予約権付社債」とは、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、または会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。</u></p> <p><u>6. 信託財産に属する新株引受権証券もしくは新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券もしくは新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券</u></p> <p><u>③ 委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。</u></p>
<p>(先物取引等の運用指図・目的・範囲) 第21条 <u>(削除)</u></p>	<p>(先物取引等の運用指図・目的・範囲) 第21条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引、ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の各号の範囲内で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ。)</p> <p><u>1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。</u></p> <p><u>2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額の範囲内とします。</u></p> <p><u>② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の各号の範囲内で行うことの指図をすることができます。</u></p> <p><u>1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。</u></p>

新	旧
	<p>2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。</p> <p>③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の各号の範囲内で行うことの指図をすることができます。</p> <p>1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項各号に掲げる投資対象で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。</p> <p>2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額（以下本号において「余資投資対象運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の実質外貨建資産組入可能額（第23条に規定する外貨建資産組入可能額から、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と第23条に規定するみなし保有外貨建資産の時価総額の合計額を差し引いた額をいいます。以下本条において同じ。）に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が余資投資対象運用額等より少ない場合には、実質外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。</p>
<p>(有価証券の貸付の指図および範囲) 第22条 (削除)</p>	<p>(有価証券の貸付の指図および範囲) 第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。</p> <p>1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。</p> <p>2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。</p> <p>② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。</p>
<p>(外貨建資産への投資制限) 第23条 (削除)</p>	<p>(外貨建資産への投資制限) 第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とみなし保有外貨建資産（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。第25条において同じ。）との</p>

新	旧
	<p>合計額が、<u>外貨建資産組入可能額（信託財産の純資産総額の10%をいいます。以下本条において同じ。）を超えることとなる投資の指図をしません。有価証券の値上り等により外貨建資産組入可能額を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。</u></p>
<p>(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限) 第24条 <u>(削除)</u></p>	<p>(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限) 第24条 <u>外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。</u></p>
<p>(外国為替予約の指図) 第25条 <u>(削除)</u></p>	<p>(外国為替予約の指図) 第25条 <u>委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とみなし保有外貨建資産との合計額について、当該外貨建資産およびみなし保有外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。</u></p>
<p>(外貨建資産の円換算および予約為替の評価) 第26条 <u>(削除)</u></p>	<p>(外貨建資産の円換算および予約為替の評価) 第26条 <u>信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</u> ② <u>前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。</u></p>
<p>(信託業務の委託等) 第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。 1. ～4. (略) ② (略) ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務または行為を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。 1. ～4. (略)</p>	<p>(信託業務の委託) 第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。 1. ～4. (略) ② (略) ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務または行為（それぞれ裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。 1. ～4. (略)</p>
<p>(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図) 第31条 委託者は、信託財産に属する<u>投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、法令により当該受益証券とみなされる受益権を含みます。）</u>にかかる信託契約の一部解約の請求、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。</p>	<p>(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図) 第31条 委託者は、信託財産に属する<u>マザーファンドの受益証券</u>にかかる信託契約の一部解約の請求、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。</p>
<p>(再投資の指図) 第32条 委託者は、前条の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金および分配金、有価証券にかかる利金その他の収入金を再投資することの指図ができます。</p>	<p>(再投資の指図) 第32条 委託者は、前条の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金、<u>株式の清算分配金、有価証券等の利金、株式の配当金</u>その他の収入金を再投資することの指図ができます。</p>
<p>(損益の帰属) 第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、<u>すべて</u>受益者に帰属します。</p>	<p>(損益の帰属) 第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、<u>全て</u>受益者に帰属します。</p>
<p>(受託者による資金の立替え) 第35条 信託財産に属する有価証券について、転換がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。 ② <u>信託財産に属する有価証券にかかる償還金お</u></p>	<p>(受託者による資金の立替え) 第35条 信託財産に属する有価証券について、<u>転換、新株発行または株式割当</u>がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。 ② <u>信託財産に属する有価証券にかかる償還金、株式の清</u></p>

新	旧
<p>よび分配金、有価証券にかかる利金その他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。</p> <p>③ (略)</p>	<p>算分配金、有価証券等にかかる利金、株式の配当金その他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。</p> <p>③ (略)</p>
<p>(信託財産に関する報告等)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。</u></p> <p>④ <u>受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。</u></p>	<p>(信託財産に関する報告)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(信託報酬の総額)</p> <p>第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、<u>前日終了時点の信託財産の純資産総額に年率0.93%を乗じて得た金額</u>とします。</p> <p>②、③ (略)</p>	<p>(信託報酬の総額)</p> <p>第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、<u>信託財産の純資産総額に年率1.68%を乗じて得た金額</u>とします。</p> <p>②、③ (略)</p>
<p>(利益の処理方法)</p> <p>第40条 信託財産から生ずる計算期間終了日における利益は、次の方法により処理します。</p> <p>1. 信託財産に属する配当等収益（<u>分配金、利金</u>およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、前条第1項に規定する信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。</p> <p>2. 売買損益に評価損益を加減して得た額（以下「<u>売買益</u>」といいます。）は、諸経費、前条第1項に規定する信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。</p> <p>(削除)</p> <p>② 委託者は、計算期間終了日において、別に定める収益分配方針にしたがって、<u>前項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金の合計額から収益の分配を行うことができます。分配を行わない額については、次計算期間以降の分配にあてるため分配準備積立金として積み立てます。</u></p> <p>③ 計算期間終了日において、信託財産につき生じた損失は、次計算期間に繰り越します。</p>	<p>(利益の処理方法)</p> <p>第40条 信託財産から生ずる計算期間終了日における利益は、次の方法により処理します。</p> <p>1. 信託財産に属する配当等収益（<u>配当金、利金、貸付有価証券にかかる品貸料</u>およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）と、<u>マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額</u>（以下「<u>みなし配当等収益</u>」といいます。）との合計額から、諸経費、前条第1項に規定する信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。</p> <p>2. <u>売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額</u>（以下「<u>売買益</u>」といいます。）は、諸経費、前条第1項に規定する信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。</p> <p>② <u>前項第1号における「みなし配当等収益」とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に対する信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</u></p> <p>③ 委託者は、計算期間終了日において、別に定める収益分配方針にしたがって、<u>第1項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金の合計額から収益の分配を行うことができます。分配を行わない額については、次計算期間以降の分配にあてるため分配準備積立金として積み立てます。</u></p> <p>④ 計算期間終了日において、信託財産につき生じた損失は、次計算期間に繰り越します。</p>

新	旧
<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第42条 (略)</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、<u>計算期間終了日の翌営業日に</u>、収益分配金が委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>⑦ 前項に規定する「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど追加信託にかかる受益権の口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど追加信託にかかる受益権の口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</p>	<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第42条 (略)</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>⑦ 前項に規定する「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど追加信託にかかる受益権口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど追加信託にかかる受益権口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</p>
<p>(一部解約) 第44条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受けた日の<u>翌営業日の</u>基準価額とします。</p> <p>④、⑤ (略)</p>	<p>(一部解約) 第44条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受けた日の基準価額とします。</p> <p>④、⑤ (略)</p>
<p>(質権口記載または記録の受益権の取扱い) 第45条 (略)</p>	<p>(質権口記載または記録の受益権の取扱い) 第45条 (略)</p>
<p>(信託契約の解約) 第46条 委託者は、信託契約締結日から1年経過以降、この信託の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>② 委託者は、前項の場合において、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合委託者は、あらかじめ書面決議の日、信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使用することができます。なお、知っている受益者</p>	<p>(信託契約の解約) 第46条 委託者は、信託契約締結日から1年経過以降、<u>信託財産</u>の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>② 委託者は、前項の場合において、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p>

新	旧
<p>が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。</p> <p>④ 第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。</p> <p>⑤ 第2項から前項までの規定は、第1項において委託者がこの信託契約の解約をしようとする場合において、当該解約につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。</p> <p>(削除)</p>	<p>④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項に基づく信託契約の解約をしません。</p> <p>⑤ 委託者は、前項に基づきこの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>⑥ 前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。</p>
<p>(委託者の登録取消等に伴う取扱い) 第48条 (略)</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。</p>	<p>(委託者の登録取消等に伴う取扱い) 第48条 (略)</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。</p>
<p>(受託者の辞任および解任に伴う取扱い) 第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、次条の規定にしたがうとともに、新受託者を選任します。なお、受益者は、本項による場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。</p> <p>② 委託者は、新受託者を選任できないときは、この信託契約を解約し、信託を終了させます。</p>	<p>(受託者の辞任および解任に伴う取扱い) 第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、次条の規定にしたがうとともに、新受託者を選任します。</p> <p>② 委託者は、新受託者を選任できないときは、信託契約を解約し、信託を終了させます。</p>
<p>(信託約款の変更等) 第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。</p> <p>② 委託者は、前項の場合（この信託約款の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）において、書面決議を</p>	<p>(信託約款の変更) 第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。</p> <p>② 委託者は、前項の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益</p>

新	旧
<p>行います。この場合委託者は、あらかじめ書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使用することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。</p> <p>④ 第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。</p> <p>⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。</p> <p>⑥ 第2項から前項までの規定は、第1項において委託者が重大な約款の変更等をしようとする場合において、当該重大な約款の変更等につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。</p> <p>⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。</p>	<p>者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。</p> <p>③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p> <p>④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項に基づくこの信託約款の変更をしません。</p> <p>⑤ 委託者は、前項に基づきこの信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。 (新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(反対者の買取請求権) 第52条 第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する<u>重大な約款の変更等</u>を行う場合には、書面決議において当該解約または<u>重大な約款の変更等</u>に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第46条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。</p>	<p>(反対者の買取請求権) 第52条 第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、<u>第46条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者</u>は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p>
<p>(信託期間の延長) 第52条の2 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限) 第52条の3 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。 1. 他の受益者の氏名または名称および住所 2. 他の受益者が有する受益権の内容</p>	<p>(新設)</p>